

令和8年文化財防火運動実施要綱

甲賀広域行政組合消防本部

1 趣旨

この運動は、市民共有の財産である文化財を火災、震災その他の災害から守るために、「第72回文化財防火デー」と定められた令和8年1月26日（月）を中心として展開し、もって文化財所有者、管理者その他の関係者（以下「文化財関係者」という。）及び市民の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。

2 防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」（2025年度全国統一防火標語）
「街ぐるみ 職場ぐるみで 防火のそなえ」（甲賀市・湖南市統一防火標語）

3 実施期間

令和8年1月23日（金）から1月29日（木）までの7日間

4 実施方針

- (1) 市民の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火・防災訓練等の行事を実施するとともに、各種広報活動を行い、本防火運動の趣旨の徹底を図るものとする。
- (2) 文化財関係者に対し、平素の防火・防災体制の整備及び強化に加え、市民共有の貴重な財産であることの再認識を促すとともに、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。
- (3) 文化財周辺の地域住民に対し、文化財関係者との連携体制の構築及び強化のため、防火・防災意識の啓発に努めるものとする。

5 実施事項

- (1) 広報活動
 - ア 消防車両による巡回防火広報の実施
 - イ 各種メディア（ケーブルテレビ文字放送、音声放送等）による防火広報
 - ウ 甲賀市、湖南市が発行する広報誌及びSNSへの関連記事の掲載
 - エ 本組合ホームページ等への関連記事の掲載
 - オ 電光掲示板等を活用した防火広報
 - カ ヤクルト販売員による防火広報
 - キ 市内図書館及び小中学校における啓発ポスターの掲示
 - ク 防火啓発のぼり旗の掲出
- (2) 火災予防上必要と認める文化財建造物等に対する特別査察の実施
- (3) 文化財関係者、地域住民等が参加する防火・防災訓練の実施
- (4) その他、本防火運動の実施方針に基づく事業